

函館市障害者地域生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項および第3項から第5項まで、第77条の2ならびに第78条第1項の規定に基づく地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、法第4条に規定する障害者をいう。

2 この要綱において「障害児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

(実施事業)

第3条 市は、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 精神障害者福祉ホーム事業
- (7) 訪問入浴サービス事業
- (8) 日中一時支援事業
- (9) 理解促進研修・啓発事業
- (10) 自発的活動支援事業
- (11) その他市長が必要と認める事業

2 市は、前項各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施を社会福祉法人その他市長が適当と認める者に委託し、または近隣の市町と連携して広域的に事業を実施することができる。

3 事業の具体的内容，対象者および利用の手続等については，別に定める。

（費用負担の額等）

第4条 障害者または障害児の保護者のうち，事業を利用することができる者として市長が認めるもの（以下「利用者」という。）が当該事業に係るサービスを利用した場合において負担すべき費用の額は，次に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号，第2号，第5号（障害者デイサービス事業を除く。），第6号，第9号および第10号に掲げる事業 無料

(2) 前条第1項第3号に掲げる事業 別表第1に掲げる額

(3) 前条第1項第4号，第5号（障害者デイサービス事業に限る。），第7号および第8号に掲げる事業 別表第2に掲げる額

(4) 事業を利用するにあたって，各事業ごとに定められた実費相当額

2 利用者は，前条第2項の規定により事業の実施の委託を受けた事業者から当該事業に係るサービスの提供を受けたときは，前項の規定による負担すべき費用の額を当該事業者に支払わなければならない。

3 前項の規定による支払いがあったときは，第1項の規定による費用の負担がされたものとみなす。

（費用負担の額の変更）

第5条 市長は，災害その他特別の事情があることにより，利用者が負担すべき費用の額を負担することが困難であると認めるときは，当該負担すべき額を変更することができる。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか，事業の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この要綱は，平成18年10月1日から施行する。

2 平成25年7月31日において別表第1に規定するA階層の世帯に属する者が，生活扶助基準の見直しに伴い同年8月1日において同表に規定するB階層の世帯に属する者となった場合は，同日から平成26

年3月31日までの間に限り、その者がA階層の世帯に属する者とみなして同表の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。